

<p>タイトル</p>	<p>埼玉県行政書士会と朝霞地区四市との災害時における行政書士相談に関する協定の合同協定締結式</p>
-------------	---

<p>いつ 実施日時・工期</p>	<p>平成29年11月22日 朝霞区市長会（開始：午後2時）終了後1時間程度（予定）</p>
<p>どこで 会場・開催地等</p>	<p>和光市役所3階 庁議室</p>
<p>だれが 主催者・関係者</p>	<p>埼玉県行政書士会、朝霞市長、志木市長、新座市長、和光市長</p>
<p>なにを 事業内容など</p>	<p>災害時では、その被害により罹災証明書類、自動車登録申請書類、相続関係書類、許認可申請書類、権利義務・事実証明関係書類等を作成する必要があることがあります。上記書類、および行政書士法に定める業務について、高度な専門的知識を持つ行政書士が、市の要請により行政書士業務相談を無料で行うものです。</p>
<p>なぜ 目的・理由</p>	<p>四市では、被災した住民に必要な支援を行う体制作りに努めています。災害時において、行政書士の専門的分野に関して、市が行政書士の支援が必要だと判断した場合、市の要請により被災者が行政書士による相談を無料で受けられるように体制を整えるためです。</p>
<p>どうした 経緯・経過</p>	<p>東日本大震災および熊本地震は稀にみる大規模災害であり、その対応について経験不足の行政職員が震災被害に伴う各種申請書類発行および相談業務を担当したため、迅速に業務</p>

	<p>を進めることができない状況でした。</p> <p>四市では、その教訓のもと、被災住民が安心して高度な専門的知識を持った行政書士の行政書士業務相談を受けられるように、埼玉行政書士会と災害時における被災者支援に関する協定を締結することに至りました。なお、本協定につきましては朝霞地区四市が合同で調印するものです。</p>
金 額	—
そ の 他	
問い合わせ先 担 当 課	<p>課 名 危機管理室</p> <p>氏 名 渡邊 宗臣</p> <p>電 話 048-424-9097</p>